

## 移動支援事業業務委託公募要領

### 1、公募目的

雲南市は、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」別紙1「地域生活支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び雲南市移動支援事業実施要綱（平成18年雲南市告示239号。以下「要綱」という。）に基づき、屋外での移動時に訪問介護員等による援助が必要な障がい者等に対して、外出時の援助を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る移動支援事業を実施するために、委託事業者を募集する。

### 2、公募期間

令和4年3月9日（水）から令和4年3月25日（金）17時まで

※契約期間の中途から事業を開始する場合は、随時、ご相談ください。

### 3、委託事業及び条件

- (1) 雲南市内に居住地を有する障がい者等であって、市が移動支援サービス（外出時の訪問介護員等による援助）を必要とする者として認めた者に対し、移動支援サービスを提供する事業を行う。
- (2) サービスの類型は、次の各号に掲げるものとする。なお、一部の類型のみの実施を可能とする。
  - ① 個別支援型 個別的支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援
  - ② グループ支援型 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援
  - ③ 短期入所サービス送迎型 短期入所サービスを利用する障がい者の送迎に係る支援
  - ④ 通学支援型 特別支援学校への通学のための通学支援
  - ⑤ 通所支援型 障がい者福祉施設への通所による日中活動サービス利用支援
- (3) 事業所は、現に利用がある若しくは利用者が見込まれるものに限る。
- (4) 事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項に基づく障害福祉サービス事業等開始届（居宅介護または移動支援事業）を提出していること。

### 4、契約期間

契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 5、事業内容

- (1) 事業者は、移動支援事業サービスの提供にあたっては、雲南市移動支援事業利用決定（却下）通知書を確認し、支給決定された支給期間、種類及び支給量の範囲内で、利用者にサービス提供をするものとする。
- (2) 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 委託料の額は、別表のとおりとする。なお、厚生労働省「障害福祉サービス等報酬告示」改正により、契約時に見直す場合がある。
- (4) 事業者は、利用者から要綱第12条に定める利用料の徴収をしなければならない。
- (5) 事業者は、サービス提供月の翌月6日までに市に対し、サービス提供記録表、請求明細書及び請求書を添えて利用者負担を差し引いた額を請求するものとする。
- (6) 市は、請求の内容を審査し、事業者に対し委託料を支払うものとする。
- (7) 事業者は、移動支援事業サービス重要事項説明書により利用者に対して説明をするものとする。
- (8) 事業者は、受託した事業を第三者に再委託してはならない。
- (9) 事業者は、この事業実施にあたり、知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 自立支援給付による送迎に係る給付または補助事業等による送迎に係る費用の助成等を受けることができる場合はこの事業の対象とはならない。

## 6、実績報告

事業者は、委託業務が終了したときは最後の請求時に、委託事業の成果を記載した実績報告書を提出しなければならない。

## 7、応募方法

移動支援事業を実施しようとする事業者は、次の書類を市に1部提出するものとする。

- ① 移動支援事業実施申請書（様式第1号）
- ② 車輛移送サービスを提供する場合は、一般旅客自動車運送事業の許可証、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）登録証又は許可証の写し
- ③ 障害者総合支援法で指定を受けている事業指定通知書の写し又はそれを証明する書類（居宅介護または移動支援事業）
- ④ サービス利用者（予定）一覧表
- ⑤ 市外通学支援車輛確保事業所加算を算定する場合は、当該車輛のリース契約書の写し及び自動車検査証の写し（上記②の提出も必要です。）

## 8、決定、通知並びに契約

雲南市において、応募事業者の適正を審査のうえ決定し、応募者に対して通知し、業務委託契約を締結する。

9、提出及び問い合わせ先

〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1

雲南市健康福祉部 長寿障がい福祉課（電話：0854-40-1042）

(別紙)

○移動支援事業 単価表

①個別支援型

サービス種別	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分	加算
身体介護無	1,220 円	2,290 円	3,210 円	810 円	利用者負担上限管理加算：1,500 円(月)
身体介護有	2,980 円	4,710 円	6,850 円	970 円	

②グループ支援型

サービス種別	提供時間	1 : 2	1 : 3	1 : 4	1 : 5 又は 6	加算	
身体介護無	1時間未満	1,100 円	860 円	740 円	610 円	利用者負担上限管理加算：1,500 円(月)	
	1時間以上 2時間未満	2,200 円	1,710 円	1,460 円	1,230 円		
	2時間以上 3時間未満	3,290 円	2,560 円	2,210 円	1,830 円		
	3時間以上 4時間未満	4,390 円	3,410 円	2,920 円	2,450 円		
	4時間以上 5時間未満	5,480 円	4,270 円	3,670 円	3,050 円		
	以後30分	550 円	430 円	370 円	310 円		
身体介護有	1時間未満	2,920 円					
	1時間以上 2時間未満	4,760 円					
	2時間以上 3時間未満	5,980 円					
	3時間以上 4時間未満	7,190 円					
	4時間以上 5時間未満	8,420 円					
	以後30分	590 円					

短期入所送迎型

単価(1回)	1,860 円
--------	---------

通学支援型

サービス種別	単価(1回)	加算
介護従事者2人	6,850 円	市外通学支援加算：介護従事者2人 1,712 円/回 介護従事者1人 802 円/回
介護従事者1人	3,210 円	

市外通学支援車輛確保事業所加算：市外通学支援を主たる目的に使用する車輛にかかるリース料の1/2(1台当たり月額上限 25,000 円)

※市外通学支援とは、雲南市内の自宅等から雲南市外の特別支援学校等または雲南市外の特別支援学校等から雲南市内の自宅等への送迎にかかる支援をいう。なお、市外通学支援加算及び市外通学支援車輛確保事業所加算にかかる利用者負担は0円とする。

通所支援型

単価(1回)	210 円
--------	-------



サービス利用（予定）者一覧表

利用者名	類型	備考

※市外通学支援にかかる加算の対象となる（予定の）方は、備考欄に「市外通学支援加算対象者」と記載してください。

## 移動支援事業サービス重要事項説明書（例）

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

- 1 事業者の概要は、次のとおりです。

事業者名称	
所在地	
法人種別	
代表者名	
電話番号	

- 2 事業者の職員体制について

職種	従事するサービスの種類、業務	人員
管理者	管理統括	人
サービス提供責任者	移動支援事業の統括	人
事務担当者	事務一般	人
サービス提供者	介護業務	人

- 3 移動支援事業サービス内容は、次のとおりです。

- ・移動支援サービス

- 4 移動支援事業サービス以外のサービス内容は、次のとおりです。

- ・

- 5 サービス提供の曜日及び時間

- ・月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日
- ・午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで

- 6 サービス提供責任者は次のとおりです

氏名

連絡先 電話

F A X

7 利用者負担金は、次のとおりです。

(1) 移動支援事業利用者負担金

利用時間	30分未満	30分以上1時間未満
負担金額		

8 サービスの中止・取り消しについて

9 相談窓口、苦情窓口

(1) サービス等に対する苦情やご相談については、次の窓口で受け付けます。

当事業者相談・苦情窓口 相談者名（責任者）

電話

(2) 行政その他の相談、苦情受付機関

雲南市役所 長寿障がい福祉課 雲南市木次町里方 521 番地 1

電話 0854-40-1042 fax 0854-40-1049